

1 これまでのセンター運営の基本的な考え方、運営方針について**(1) 横浜市南部地域療育センター（以下「南部センター」）の運営方針**

- ① 地域に開かれた療育センターをめざします。
- ② 選ばれる療育センターをめざします。
- ③ 良質で安全な療育と効率をバランスよく提供します。

(2) センター運営の基本的な考え方について

- ① 子どもたちの抱えている言葉の遅れや集団不適応など様々な問題を整理し、正確な状態像を把握し、診断や治療、今後の対応について適切なアドバイスを行います。またご家族の気持ちに配慮し、診断告知には常に慎重であるよう心がけます。
- ② 成長過程で生じる様々な問題に対しても、スタッフは連携をはかり、細やかに対応していきます。
- ③ 就学前後における療育センターの役割を明確にし、学齢後期まで連続性をもった療育を行います。
- ④ 幼稚園、保育所、学校等と連携を密にし、巡回訪問などの支援体制を一層充実させ、地域に根付いた療育を推し進めます。そのためスタッフは各々の専門性を高め、必要とされる指導、助言を的確に行えるべく努力します。
- ⑤ 相談申込件数の増加に対し、診療、発達検査、早期療育導入など迅速に対応できるよう効率的な運営を行い、早期療育、児童発達支援の体制を柔軟に変化させることでサービス向上に努めます。また、診療開始前にも利用できるサービスを拡充します。

2 重点的に取り組んできた事項について**(1) 保護者の不安解消に向けた早期支援への取組**

- ①診療前の支援として早期のソーシャルワーカーによる面談、親子で通う週1日の広場事業を実施したほか、他に先駆けて心理職による個別相談を実施しました。また、初診後には、保育士・ソーシャルワーカー・心理職等が一体的に関わる「家庭療育セミナー」を実施しました。
- ②早期療育グループとして、2、3才児の療育グループを通年で開催し、養育相談や進路指導等にも対応しました。

(2) 地域支援充実に向けた関係機関との連携強化

- ①幼稚園、保育所、及び学校への訪問に際しては、専門性を分かりやすく伝えることでお子さんの状態像と必要な支援情報を共有し、関係機関が一貫した支援が可能となるよう取組んでいます。
- ②主に肢体不自由のお子さんを対象に保育所等訪問支援事業を実施するなど、センターの各専門職、関係機関の保育士や教諭が連携して取り組む地域支援の充実を目指しています。
- ③学校へのコンサルテーションなど学校支援事業に積極的に取組みました。(70回/年)

(3) その他の取組

- ①自主事業として「ピッセンスに基づいた家庭療育プログラム」の開催や、グループプログラムなど学齢児に対する地域ニーズ対応事業を行い、これから療育センターを模索する事業に取組んでいます。
- ②児童発達支援では個別支援計画をもとに、子どもの発達に合わせた安全を第一とした療育を行いました。また、通園を利用する子の弟妹預かり事業の支援を行いました。
- ③育児不安などを抱えた家族へのメンタルをサポートできるよう、心理士による養育相談をはじめ、保育職やソーシャルワーカーによる面談など、センター全体で取り組みました。

取組状況を記入願います。

項目	取組状況
1 利用者からの苦情・要望を受け入れるための仕組み・工夫	<p>(1) 苦情解決制度(第三者委員) 通園課の利用者には重要事項説明時にお知らせをしています。外来などの利用者には、1階玄関フロアーや2階診療所の待合フロアー等に苦情申し立ての制度説明や手順書などの掲示をしています。 現指定期間中の苦情解決制度利用件数は0件です。</p> <p>(2) 苦情解決制度(第三者委員)以外の仕組み・工夫 施設及び法人関係者と第三者委員で構成される苦情解決委員会を設け、解決困難な苦情に対しても、ご納得いただける解決に繋がるよう努力するとともに、ご意見箱の設置(1階から2階への階段踊り場に設置)により苦情になる前に、利用者のご意見をいただけるよう工夫しています。</p>
2 支援計画、個別支援計画の作成	<p>(1) 支援計画 ①作成の対象児童…新規利用児。 ②計画の概要(項目)…1)医師の診療頻度。2)療育グループ利用の必要性。 ③各科(心理・言語・理学療法・作業療法)の指導・評価の必要性とその時期、頻度、訓練目的。4)巡回などの地域支援の必要性。 ④計画見直しの時期・頻度…利用児の状況により適宜検討。 ⑤計画作成までの過程(手順)…診療・評価後にセンター内処遇検討の会議にて作成。</p> <p>(2) 個別支援計画(通園部門・児童発達支援事業所・保育所等訪問支援) ①作成の対象児童…【通園部門】親子通園(3, 4歳児)、単独週5日(4, 5歳児)、単独・併行通園(4, 5歳児)。令和4年度は124名。 【児童発達支援事業所】48名【保育所等訪問支援】7名 ②計画の概要(項目)…ADL(食事・着脱・排泄)、運動・姿勢、遊び、コミュニケーション、認知・学習・社会性・対人行動、地域・社会。 ③計画見直しの時期・頻度…【通園部門・児童発達支援事業所】 契約前、前期後期の3回計画作成→保護者面談で随時項目と振り返りの確認→3月にまとめ【保育所等訪問支援】契約前に作成し、前期後期2回見直し ④計画作成までの過程(手順)…アセスメント(引き継ぎ情報・保護者アンケート)→評価→目標設定→計画書の確認。</p>
3 地域・関係機関との情報交換、意見交換の機会の設定	<p>・令和4年度の実績(時期、回数等)</p> <p>(1) 運営協議会 利用者および関係者、さらに地域の方々にご参加いただき、療育サービスなどの事業内容、及び地域との関係のあり方など地域療育センターの運営に関する事について意見交換や協議検討をいただく機関として、運営協議会を年2回開催しています。 令和4年度実績 第1回 令和4年6月17日、第2回 令和5年2月3日</p> <p>(2) その他の会議 区関係(保育所園長会・要保護児童対策地域協議会・福祉保健センター連絡会・障害児保育連絡会等)30件、市関係(療育センター連絡会・訓練介助器具担当者会議)10件、教育機関関係(教育と医学の合同事例検討会・就学に関する連絡会・通級指導教室との連携等)4件、各区自立支援協議会18件、地域訓練会関係(連絡会・総会)1件、学校支援関連会議15件に参加しました。</p>

取組状況を記入願います。

項目	取組状況
4 実習生、研修生、ボランティアの受け入れ	<p>・令和4年度の実績 (実習生(単位取得のための学生等)・研修生(他施設職員等)・ボランティアの受け入れ人数、受け入れの際の対応、受け入れの制限及び配慮事項等) (1)実習生(単位取得のための学生等)の受け入れ人数 診療・相談部門…5名、通園部門…4名、管理部門…1名 (2)研修生(他施設職員等)の受け入れ人数 診療・相談部門…16名、通園部門…31名 (3)ボランティアの受け入れ延べ人数 保育ボランティア:98名、教材ボランティア:14名、通所児童妹保育:371名。</p> <p>●受け入れにあたっての対応 (1)実習生…【診療・相談部門】専門学校2名、他機関1名、市大医学部2名の受入。【通園部門】主に単独通園での受け入れています。通園療育及び療育センター機能についての講義や、他の集団療育での1日体験実習を実施しています。社会福祉士実習は地域支援課職員による講義、所内業務、他機関への見学実習も行っています。 (2)研修生…利用児が通う地域の幼稚園や保育所の先生や、他の療育センター、関係機関等からの依頼を受けています。 (3)ボランティア…ボランティア係の職員が、保育ボランティアの見学説明や調整、教材ボランティアへの依頼物品の確認を行っています。弟妹ボランティアは親子通園主任とボランティアグループ、単独通園父母の会を中心に運営しています。</p> <p>●受け入れの制限、受け入れにあたっての配慮事項等 (1)実習生…【診療・相談部門】事前に実習目標の確認、他部門と業務調整を行なっています。【通園部門】主に単独通園で受け入れており、4~5名としています。社会福祉士実習については、実習指導者講習を受け資格を取った職員が受けすることになっており、社会福祉士の資格を有する職員には積極的に講習会を受けさせています。 (2)研修生…実習生の受け入れ期間や所内見学会等、見学研修者が重複しないよう調整した上で、受け入れは随時行っています。 (3)ボランティア…保育ボランティアは各クラス1名程度の受け入れ。週1日のため、1クラスで2名受け入れる場合もあります。バス送迎や遊びの場面で一緒に過ごすことで、障害のある子どものことを知り、地域での理解に繋げています。</p>
5 センターに関する情報提供	<p>・センターの案内等に関する情報提供(ホームページ掲載等)の取組状況 (1)施設案内のパンフレット、各課(科)が作成している事業案内やしおりの作成。 (2)各年度ごとの「事業概要」の作成。 (3)法人全体のホームページの作成…施設の紹介、相談の流れ、家族のための学習室、職員募集などを掲載(http://www.aoitori-y.jp/)。</p>
6 建物・設備等の維持管理	<p>・維持管理に当たって留意している点 (1)日常の建物・設備等の維持管理は、施設管理業務委託業者と契約締結を交わしています(主な業務内容は、設備総合巡視・空調設備・電気設備・消防設備・環境衛生管理・植栽管理)。 (2)(公財)横浜市建築保全公社が委託している民間の点検業者が実施する建築基準法第12条の法令点検(建築・設備)を受け、指摘された事項は施設の小破修繕費で対応しています。 (3)令和4年度の主な大規模修繕は、老朽化により通園課園庭に設置しているブランコの更新工事を行い、寄附金で執行しました(10月29~30日)。横浜市において、平成30年に策定された「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき照明設備LED化の一部工事(9月17~18日)を行いました。併せて、1階事務室の天井ボード全面の貼替工事を実施しました。</p>

取組状況を記入願います。

項目	取組状況
7 災害発生時の対応に関する取組	・マニュアルの作成等の取組状況 「危機管理マニュアル」を備え、「大地震等の非常災害および警戒宣言発令時の対策」及び「台風及び大雪等気象状況における緊急時連絡」について明記し、年2回の総合防災訓練、毎月の避難訓練等により全職員(利用者を含めて)に周知しています。 この他にも「感染症対策マニュアル」などの安全衛生管理面のマニュアルも整えてあります。 また、横浜市磯子区より特別避難場所の指定を受け、「災害時における在宅要援護者のための特別避難場所の協力に関する協定(平成17年8月5日締結)」に則り、在宅要援護者のための避難場所として場所と援護要員の提供を行います。 非常用食品は栄養士が管理し、飲料水や缶詰、白飯を2日間、156名分(児童90名、職員66名)備蓄しております。また非常用物品は毛布160枚、非常用持ち出し袋、懐中電灯、担架、ヘルメットなどを配備しています。
8 事故防止に関する取組	(1)ヒヤリハット事例を会議で共有し、事例集の作成をしています。事故防止マニュアルを年度初めに確認しています。また、学期毎のクラス内安全点検及び毎月園庭やホール等の共有部分の安全点検を実施しています。 (2)マニュアルに基づき、事故・けが、子どもの行方不明、施設内の設備や備品、施設外の行事についての対応を各部門で確認・周知をしています。 (3)利用者に対して危険な事態や場面があった場合は、「事故報告書」やヒヤリハットレポートを行うことによりインシデント情報を共有化し、事故を未然に防ぐ方策を立てています。その際、施設に管理責任のある事故でけがをした場合の補償(賠償)は、「知的障害施設総合賠償保険」、「医師賠償責任保険」での対応を行いました。
9 感染症対策に関する取組	(1)「感染症対策について」のマニュアルを作成し、感染経路・基本的な感染対策・消毒方法・各疾病の症状・嘔吐物の処理方法・手洗いの方法等をまとめています。 また安全衛生委員会で地域の感染状況について共有し、職員に周知しています。 (2)感染拡大防止の周知は、館内掲示や配布物で徹底しています。
10 食物アレルギーに関する取組	「食物アレルギー対応マニュアル」を作成し、対応の基本方針・対応工程・除去対象ケースへの対応・更新対応(除去食品追加/除去解除)・発症時連絡体制、役割分担等を定めています。また、初めてセンターの集団療育部門を利用される保護者に対して、「食物アレルギーに関するアンケート」を提出して頂き、「食物アレルギーに関する対応について」の確認書を取り交わしています。給食の提供については、児童の主治医が作成した「アレルギー疾患生活管理指導表」を基に、栄養士が管理し、調理業務を行っている委託業者の栄養士と情報共有等、密に連携を図っています。食事提供場面では、食物アレルギー児の喫食場所や時間等を定め、事故を防ぐ取り組みを行っています。令和4年度の食物アレルギー児7名に対応しました。
11 医療的ケア児についての取組	医療対応委員会で医療ケア児の状態について共有しています。集団療育の利用にあたっては、処遇会議や関係者会議でマニュアルに基づいた支援について検討しています。医療機関への必要書類の依頼、所内医療職との面談等を経て、子どもの健康状態等に合わせた療育サービスを提供しています。医療ケアは保護者と十分な引継ぎの上、看護師が行っています。

取組状況を記入願います。

項目	取組状況
12 個人情報の保護に関する取組	<p>・個人情報の取扱いに関する具体的な取組 平成17年10月に「(社福)青い鳥の個人情報保護に対する基本方針」並びに「個人情報の保護と開示に関する規程」を整え、その年の11月に「横浜市南部地域療育センター個人情報保護と開示に関する取扱要領」の制定を行いました。保護者などにより開示請求があった場合は審査会(地域療育センター内部機関)に諮り手続きを進めています。なお、個人情報開示項目を示し、センターの持ち得る情報を一覧に明記しています。 また、職員には個人情報の収集は必要最小限とするよう周知徹底を図っています。所内LANと外界との間に電子情報セキュリティーシステム(BeatBox)を備え、電子情報漏洩及び外部からの侵入等からの強固なセキュリティー対策を講じています。そして、個人情報に関する事故が発生した場合には、「個人情報の取扱いに関する事故等の報告書」の提出を求め、再発防止に努めています。</p> <p>・令和4年度の研修実施状況(時期、対象職員) 毎年度始めに各部門で下記の資料に基づき、研修と確認を行いました。 令和4年度研修テーマ (1)「個人情報保護に関する方針」、「個人情報保護に関する規程」、「個人情報の取扱いに関する規則」、「横浜市南部地域療育センター個人情報保護と開示に関する取扱要領」についての再確認しました。 (2)個人情報保護についてのQ&A。</p>
13 保護者を対象とした勉強会等の設定	<p>令和4年度の実施状況(時期、対象者、テーマ) 家族のための学習室…「育ちってなんだろう?」(児童精神科医)、「小学校ってどんなところ?」(SW)、「発達のどこそこって何?」(公認心理士)、「小学生から育てたい2つの「じりつ」スキル」(公認心理士)、「先輩親御さんから就学に向けて」(先輩保護者)、「うちの子どうして不器用なの?」(OT)、「ことばの発達について」(ST)、「福祉制度・社会資源について」(SW)、「お父さんにこそ伝えたい療育ってなんだろう?」(児童精神科医)、「先輩親御さんから子育て体験談」(先輩保護者)配信も含め計13回実施 (1)福祉相談室…早期療育科保護者対象:療育センターのサービスについて(6月・7月・9月)、福祉制度について(8月・9月・1月・2月・3月)、 はらっぱ保護者対象:幼稚園・保育所の生活について(6月)、年長児保護者対象:小学校の生活について(5月・11月)、福祉制度について(12月) (2)通園部門…全体「摂食勉強会」(6月)、経験交流会(単独6月、親子10月)単独通園「青い鳥で大切にしたいこと」(5月)、コミュニケーション(12月)、サポートブック(1月)、親子通園「分かって行動するために」(5月)、「発達について」(7月)、「不器用について」(10月) (3)診療所…家族のための学習室「不器用なお子さんの理解」、「食事(摂食)について~安全においしく食べるために~」(作業療法士) (4)早期療育科…※クール制で行っているため、下記の勉強会をクラス毎に開催した。 【発達・知的障害クラス】…「等身大の子どもを見つめよう」「生活」「コミュニケーション」「発達の遅れとその考え方」「進路」「しつけ」「福祉制度」「通園見学」、 【運動障害クラス】…「等身大の子どもを見つめよう」「生活リズム」「福祉制度」「進路」「摂食」「通園見学」「運動発達」「発達」「冬場の健康管理」「排泄」「着替え」など。</p>
14 保護者支援(きょうだい児の預かり等の支援を含む)の取組	<p>・実施している取組、工夫等 ・集団療育では、面談や連絡帳や電話相談などを保護者に対して行っている。家庭訪問は通園単独週5日のみ。弟妹児預かり支援は、単独週5日父母の会と卒園児父母の会を中心としたボランティアで、保護者プログラムや行事の際に預かり保育を実施。通園課職員が利用者との窓口となり、調整やサポートを行っている。</p>

取組状況を記入願います。

項目	取組状況
15 支援の一貫性、職員の連携を確保するための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している取組、工夫等 <ul style="list-style-type: none"> (1)法人が運営する南部・中部・東部地域療育センターの同職種の職員で構成する専門部会を開催し、指導ケースの確認、ケースカンファランスで指導内容・方針の確認、重心児の評価、情報交換などを行い、同時にスキルアップも図りました。 (2)市内地域療育センターの同職種の職員での連絡会やケースカンファランスも行いました。また、各センターへの見学研修を行い、情報共有や交流を行っています。 (3)センター内のケーススタディや他職種との定期的なカンファランス、ミーティングを行い、センター内部での指導の内容・方針の確認と情報交換を行いました。また新規採用職員の研修や勉強会も行い、支援の一貫性と職員の連携を図りました。
16 療育に関する施策の提言、市の施策への協力等の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・現指定期間における実施状況(時期、内容等) <ul style="list-style-type: none"> (1)令和3年5月より12月まで、福祉サービス第三者評価を専門機関を通じて(関係機関や利用者等へのアンケート調査や、評価員による事業者ヒアリング)センターで実施し、良好な評価を得ました。 (2)発達障害について社会の理解や啓発を目的に「第6回発達障害者支援フォーラム」を法人青い鳥が主催し、3部構成で、WEBにて行いました(令和5年3月5日、当日参加者396名、録画配信(延べ)520回)。 (3)横浜市地域療育センター長会への参加(年2回、所長出席) (4)横浜市地域療育センター連絡会への参加(月1回、地域支援課長出席) (5)横浜市地域療育センター事業推進連絡会議への参加(管理課長出席)

※必要に応じて適宜ページを追加してください。

1 令和4年度に実施した研修（法人で統一的に実施したものを含む）について

(1) 人権に関する研修（内容、参加人数等）

・社会福祉法人青い鳥職員人権研修会　日時：令和4年4月1日　法人全職員対象

　　テーマ：「ライフステージを念頭においた障害のある人たちの支援」

　　講師：本田秀夫氏（信州大学医学部子どものこころの発達医学教室教授）

(2) 専門性の向上を目的とした研修（内容、参加人数等）

①摂食研修会　日時：令和4年7月22日15時45分～16時45分

　対象：訓練科、言語聴覚士、早期療育科　計30名

　講師：松沢直子氏（ニュータウンはぐくみ歯科副院長、南部センター摂食外来担当医師）

②全体会「特別支援教育総合センターの役割等」　日時：令和4年11月15日　全職員対象70名

　講師：大桑辰也氏、進藤匡亮氏（特別支援教育総合センター　指導主事）

　目的：就学相談や教育現場の現状を知り、利用者への支援に活かす。

③診療、相談部門

　言語聴覚療法　専門部会研修「吃音児の評価・指導について」令和4年12月10日（金）3名

　令和4年度神奈川県障害者相談支援従業者現任研修（横浜市）　通年4日間2名

　日本発達系作業療法学会「親子のためのEvidenceに基づく作業療法の実践」3名

　児発管・サビ管研修（更新研修含む）3名

④保育士指導員部門（通園、早期、児童デイ）

　自閉症療育者のためのトレーニングセミナー公開講座3名

　児発管研修「育てる人を育てる」、神奈川LD協会「本当はあまり知られていないダウン症のはなし」、

　ウイリング研修「組織力を高める」「プレゼンテーション研修」「対人援助基礎研修」　各1名

　「『注意機能』から考える発達障害のある子への支援」1名

⑤管理、給食部門

　給食施設栄養管理研修会「行動科学に基づく給食を通じた健康づくり」1名

　令和4年度　アレルギー疾患対応研修「給食施設におけるアレルギー対応」1名

(3) その他の研修（内容、参加人数等）

①人材育成委員会主催の所内階層別研修

ア. 新人職員研修

　目的：療育センターの職員としての基本的な情報・知識・マナーを身につけるための研修

　対象：新規採用職員及び異動者が受講

　内容：個人情報の保護開示、苦情解決事業、接遇、センターの流れと各部門の役割、診断とみたて、

　発達、緊急対応・医療ケア、摂食、対人援助技術、保護者支援など全16講座実施。講師は職員。

イ. 中堅研修

　日時：令和4年11月8日、12月20日　在職4～6年目対象：6名

　目的：中堅職員としての役割を考え自覚を促す。「話す力・まとめる力・伝える力」をつける。

　内容：各科実施の保護者向け勉強会の内容の共有を行い、意見交換した。

ウ. ベテラン研修

　日時：令和4年12月1日 16:00～17:15

目的：ベテラン職員、専門職として、利用者や職員とのかかわりについて大切にしていることを聞く。

日々の利用者への支援や人材育成について学びを深める。講師は職員。

工. 全体職員研修

日時：令和5年3月30日 14時30分～17時15分 全職員対象（65名参加）

目的：ライフステージを踏まえた支援について講義を聴き、職員一人一人が日々の業務を振り返る。

また講義後にグループワークを行い、これまでと今後の支援について個々の考えを伝え合う。

テーマ：「地域からみて南部地域療育センターに期待すること」

講師：瀧澤久美子氏（横浜市障害者後見的支援推進法人巡回相談員）

②法人管理職研修（WEB開催 各回36人）

テーマ：「管理職評価制度研修」2回開催

③法人階層別研修

新採用職員研修（在職1～3年の常勤職員）令和4年8月5日（金）2名

中堅職員研修（在職4年以上の常勤職員）令和4年8月8日（月）、8月9日（火）1名

主任研修（主任職）令和4年9月1日（水）、9月2日（木）2名

2 これまでの人材育成、研修計画の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

（1）職員研修の目的

①職員として必要な知識、技能を習得し、利用者支援の向上に繋げます。

②豊富な知識と確かな技術を背景に、他者の話を積極的に聴き、共感を持って理解しながら、仕事の責任、役割を自ら果たそうとする人材を育てます。

（2）研修の種類

①職務・職階別の研修

ア. 新任者研修…新規採用の職員（非常勤含む）を対象とする研修。所属長の判断で異動者も対象

イ. 中堅職員研修…中堅の職員を対象とする研修

ウ. ベテラン研修…7年目以上の職員を対象とする研修

エ. 管理者研修…課長等の職にあるもの又はこれに相当する職にあたるものに対する研修

②専門研修（職務研修）

③その他の研修…前項に掲げるもののほか、所長が必要と認めて行うもの。

（3）研修への取組体制

①研修ニーズの把握

・年度初めに面談等で職員のニーズを聞き取ります。また、専門的な分野については、職員のキャリアに応じて所属長が受講を推薦する場合もあります。

・研修講座の受講後には、文書での報告を求めています。また、必要に応じて職場での成果の共有を図り、所属全体のスキル向上等を図ります。

②研修推進担当者の設置

・「人材育成委員会」は、主任やベテラン職員を中心に各科から選出。研修の企画から実施まで委員会が主体的に行います。（管理職1名がオブザーバーとして委員会に参加しています。）

③研修計画の策定

・人材育成委員会では、所内階級別研修の企画立案を月1回の委員会で検討策定しています。また、時々のセンターの課題を整理し、各部門を横断した研修を計画しています。

1 診療に関する令和4年度の取組の概要（診察、訓練指導、外来グループ）について**（1）診療室【児童精神科、小児神経科、リハビリテーション科、耳鼻咽喉科、摂食外来】**

- ①外来診療…発達に障害及び障害の疑いのある乳幼児期・学齢時期の子どもに対する専門医による診察 各専門スタッフによる検査・評価・治療を行います。【令和4年度新患数：608名】
- ②看護業務…診療介助、他部門との連携、調整、カレ管理、診療予約調整を行うほか、通園課、早期療育科では子どもの健康管理や医療行為、感染症予防等の処置を行います。
- ③臨床検査業務…脳波検査、検体検査を行いました。

（2）臨床指導科

①言語聴覚療法（ST）…聴覚障害、構音障害、吃音、言語発達遅滞、運動障害・高次脳機能障害による言葉やコミュニケーションの問題に関して、指導を行い、保護者へ評価や指導内容と結果、日常生活への関わり方の工夫について伝え、助言しています。

言語評価に入った子どもの他、早期療育科や通園在籍児、外来診療で聴こえの心配がある場合は検査し、支障を認める子どもには、補聴器調整、装用指導、保護者向け勉強会等を行いました。その他、耳鼻咽喉科や摂食外来の診療の同席、通園給食時の摂食機能療法、学校との連携、幼保巡回相談、保育所等訪問、保護者向け勉強会などを行いました。

②心理療法…心理検査と「聞き取り」や「行動観察」より得た情報を総合し、子どもの状態を把握・解析し、療育が必要な場合に医師の再診時に療育プログラムを提案します。

「指導」は個別指導を中心として、ニーズに応じて頻度や期間などを柔軟に対応しています。

【4年度は、特徴の把握と対応の指導を幼児期の親子100組以上に実施】

また、子育てへの不安解消や負担軽減の一助として、早期療育以前のプログラムとして「こぐまくらぶ」を、初再診後間もない時期に利用できるサービスとしては「家庭療育セミナー」を、学齢期の支援としてはフォローアップ面接と小グループ指導を行っています。

（3）訓練科

①作業療法（OT）…ADLや遊び、上肢機能・道具操作・感覚運動等の評価や指導を行います。対象は不器用さがみとめられる自閉症スペクトラム・ADHD・運動障害等で、保護者に評価内容や、生活場面での関わり等具体的なアドバイス、環境や道具の工夫を伝えています。

また、通園のクラス内では、姿勢や活動について評価や指導を行い、クラス担任と連携を図り、給食時の摂食機能療法も実施しています。その他、1歳児外来グループ、摂食外来、装具外来、療育相談への派遣、幼保学校への巡回相談、外来や保護者向け勉強会を実施しました。

②理学療法（PT）…個別指導は未就学児に週1回、学齢児に2週1回の頻度で個別指導を実施しました。指導対象は脳性麻痺などの運動障害、ダウン症候群、精神運動発達遅滞等、運動発達に遅れのある場合で、通園課・早期療育科の運動障害はクラス内の個別指導を実施、担当職員と具体的な指導を確認しました。その他、1歳児外来グループ指導、学齢児水中運動療法、摂食外来、装具外来、療育相談への派遣、保育所と養護学校への巡回相談、保育所等訪問支援、家庭訪問を行いました。

（4）早期療育科…障害や発達の遅れ、偏りを疑われる子どもと養育に不安を抱える家族を早期に支援する目的で、2～4歳児の知的能力障害や自閉スペクトラム症等の発達障害児、並びにその疑いのある児、運動障害、ダウン症候群、精神運動発達遅滞等の運動面にも遅れが認められる子どもとその保護者を対象としました。

発達状態に合わせて、1グループ3組の親子と担任1名で編成し、利用期間は1ヶ月8か月とし、週1回、10~13時、子ども向けの活動と保護者向けのプログラムを実施しました。

毎回活動の振り返り、家庭等での対応に関する相談にも応じ、個別面談、心理検査、診療等を通じて子どもの状態を客観的に見つめ、認識を深めるための支援を多職種と連携して行います。

2 これまでの取組の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

(1) 診療室… 外来診療は主治医制であり、相談や困りごとが生じた場合や利用者の希望があった場合は、再診の予約を早めに取ります。また、担当ソーシャルワーカーを軸として次回の診療までのフォローや行っています。診断等の説明は、保護者の気持ちの変化・受容の姿勢等を考慮し、丁寧に行います。

(2) 臨床指導科

①言語聴覚療法(ST)… 子どもと家族が、生活の中でのコミュニケーションを楽しみ、自信が持てるための支援を大切にしています。家族には、子どもが生活の中で確実に理解できるように関わる方法を、具体的に伝えるよう心掛けています。

子どもには、相手に確実に伝わる表現方法を経験してもらい、コミュニケーションの楽しさを実感できる場面を作るようにしており、子どもの言葉やコミュニケーションに心配がある家族向けの勉強会も行い、多くの方に子どもの理解レベルの目安や生活の中での工夫をお伝えしています。

利用者への直接的な関わりの他、市内の小児施設や療育センターとの連携、他センターとの勉強会や症例検討を行うことで、評価や指導等の支援の質の向上を目指します。

②心理療法…日々の子どもの生活、家族の生活が健全で安定したものであるために、長期的な視野を持って個別性を尊重し、「子どもの状態や特性の理解を促すこと」と「家庭や集団生活の中での支援を検討し、提供すること」を目的に、評価、様々な形態での指導等サービスを提供してきました。保護者が主体的にかつ自信を持って「子育て」に向かえるように、また幼児期から学齢期に渡り必要な時に支援を受けられるようサポートの仕組みを検討しています。

(3) 訓練科

①作業療法(OT)…ニーズに応え、具体的なアドバイスを行っており、家族が子どもの理解を深められるよう勉強会を行いました。他部門との協業も多く、ミーティングや所内研修を通じて積極的に連携しています。通園児はクラスで評価を行い、生活の場での支援を検討しました。增加傾向の学齢児へは評価後、助言の有効性等、経過を追いつぶを行いました。質の高い支援の提供のため、部門内や他センターとのケースティグ等を通じて指導内容の確認や技術向上を図っています。

②理学療法(PT)…医療ケア児の受け入れにも積極的に取り組み、保護者と目標・プログラムを共有してリハ科の初診から評価・指導開始まで待機を出さず対応しています。学齢児へ取組としては、個別指導の他にグループ指導を行っています。学校との連携として学校巡回、担任の先生との情報交換、PT場面の見学を積極的に受け入れています。また保護者勉強会にも講師として参加して知識の普及に努めています。

(4) 早期療育科…できる限り早くにグループを紹介し、家族の不安軽減を図ります。クラスのメンバー構成に合わせたプログラムを企画し、子ども個々の状態に沿った課題設定や関わり、グループの環境に関して試行錯誤を繰り返します。子どもへの関わりの工夫や配慮点について家族の認識を深めながら助言します。障害認識の初期過程にある家族の不安や育児ストレスに寄り添い対応します。ピアカウンセリングの意味合いも含め、懇談会等のグループワークを通じて家族同士の結びつきを支援します。ソーシャルワーカーと連携し、地域における子どもの生活に関する相談支援を行います。

(様式 7)

事業実績調書（児童発達支援センター（通園部門）の運営）

センター名

南部地域療育センター

1 児童発達支援センター（通園部門）の運営に関する令和4年度の取組の概要（クラス編成、通園形態、プログラム、指導室の設定等）について

(1) クラス編成及び通園形態

児童発達支援センターと医療型児童発達支援センターを一体で運営しています。単独併行通園クラスの希望者は利用者ニーズが高く、令和3年度から週1日4クラスに変更し定員を36名に増やしました。

通園形態(名称)	対象年齢	通園日	クラス名	障害の種類	定員	職員
にこにこ (親子通園) 年間 40 日	3, 4歳児	月曜日	うみ1くみ	知的障害等	9名	3名
		火曜日	うみ2くみ	知的障害等	9名	3名
		水曜日	うみ3くみ	知的障害等	9名	3名
		木曜日	うみ4くみ	知的障害等	9名	3名
		金曜日	うみ5くみ	知的障害等	9名	3名
		金曜日	かぜ5くみ	運動障害等	9名	3名
青い鳥 (単独・併行) 年間 40 日	4, 5歳児	月曜日	だいち1くみ	知的障害等	9名	3名
		火曜日	だいち2くみ	知的障害等	9名	3名
		水曜日	だいち3くみ	知的障害等	9名	3名
		木曜日	だいち4くみ	知的障害等	9名	3名
青い鳥 (単独週5日) 年間 211 日	4, 5歳児	週5日	にじ	知的障害等	9名	3名
		※1	そら	知的障害等	9名	3名
			つき	知的障害等	9名	3名
			ひかり	運動障害等	9名	3名

※1) 障害の状態等によりご家族と相談の上、通園日数の調整や親子通園をしていただく場合があります。

(2) 通園プログラム

10:00	登園・通園バス到着 支度・手洗い・挨拶 *親子通園は保護者と行う 自由遊び（クラス・ホール・園庭等で過ごす）	＜青い鳥知的障害クラスの指導室＞
10:30	朝の集まり（紙芝居・呼名・手遊び等 *一定時間着席し職員への注目を促す 活動（運動・制作等発達に合わせた活動）	支度 プレイエリア ロッカー
12:00	給食（摂食指導、アレルギー除去食等の提供） *食具の使用や準備片付け等、自立を促す支援 自由遊びまたは個別活動（着席し個別課題を行う） *親子通園は保護者プログラムの実施	個室 食べるエリア
13:40	帰りの集まり	個別
14:00	降園・通園バス出発	

(3) 指導室の設定

①にこにこ（親子通園）パーテーションの位置を活動によって変え、子どもが集中しやすいような工夫を行っています。親子でスムーズに取り組めるよう、支度から挨拶までの導線をわかりやすく設定しています。

②青い鳥（知的障害クラス） 一人ひとりの子どもに合わせた設定の工夫を行っています。ア. 活動目的がわかるような環境、イ. 予定や活動内容を視覚的に提示、ウ. 刺激を整理し集中できる環境（支度・個別）、エ. 自分のペースで過ごせる環境（個室）

2 これまでの取組の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

（1）通園部門における柔軟な取り組み

一人ひとりの発達段階や特性に配慮しながら、個別支援計画に基づいた専門的な療育支援を実施し、できるだけ多くの利用者に通園療育を提供できるよう、利用者に限らず幅広く利用について案内しています。

（2）南部センター通園部門の療育方針と支援内容

①子どもの自己肯定感を育むことを重点に支援を行い、ご家族を含めた成功体験の積み重ねを大切にかかわっています。

②個別支援計画は半期毎に作成し、目標と振り返りについて保護者と確認し療育支援を行っています。面談では保護者の困り感に寄り添い傾聴することを大切にし、子どもへのかかわりの工夫をお伝えしたり、就学等の保護者の相談に応じています。

③併行通園クラスでは担任職員による在籍園への巡回訪問を実施しています。先生方と子どもの姿を共有し、支援について一緒に考えることを目的としています。令和4年度は定員36名の子ども全ての在籍園（26園）に対して実施しました。

④保護者フォームの充実を図っています（詳細は様式4別表13参照）。年間3～4回程度の勉強会や懇談会、親子通園では適宜ミニ懇談会を行っています。単独通園では年間4回の親子登園日を設定、療育参観や勉強会を実施したほか、試食会や園長懇談会を実施し、クラスを超えた交流の場面を作っています。

（3）特に力点を置いてきた事項について

①子どもの発達に合わせた支援の提供

子どもに合わせた環境設定等に加えて、視覚的手がかり等わかりやすいコミュニケーション手段を用いたやりとりの経験を積み重ねています。子どもが安心して過ごせることで、情緒が安定し、自立的に取り組む姿勢の育成を目指します。

②医療的ケア児への療育支援

医師や看護師と協力して安全な療育を行っています。月1回医療対応委員会を実施し、多職種で情報共有を行い、医療機関等との連携を行っています。子どもの健康状態に応じて、親子通園または単独通園で受け入れています。単独通園開始時には、緊急時対応を所内で確認し、保護者から看護師に医療ケアの引継ぎを受け、安全に療育を実施できるようマニュアルを整備しています。

③保護者支援

ア. 勉強会、クラス懇談会に加え、園長懇談会を実施（全11回）。

イ. 定期面談のほか、臨時面談や電話相談を実施し困りごとや相談には隨時対応しています。

ウ. 基本的に父母の会は、企画運営は保護者が主体的に行い、職員は後方支援に徹しますが、保護者の負担感を軽減し、楽しく繋がり合える場として運営しています。

④地域貢献及び関係機関との連携

ア. 保育ボランティアなど各種ボランティアの受入れと育成、学生（保育士・SW）の実習受入も積極的に行ってています。

イ. 地域の小学校及び特別支援学校の先生向けに公開講座（年1回2日間）や座学講義を実施しました。

ウ. 療育見学等は令和4年度では12校25名来所されました。

エ. 就学児の引継ぎでは、療育場面の見学や支援内容の共有を行いました。

(様式 8)

事業実績調書（児童発達支援事業所の運営
(発達障害児通所支援)）

センター名

南部地域療育センター

1 児童発達支援事業所の運営（発達障害児通所支援）に関する令和4年度の取組の概要（プログラム、指導室の設定、保護者支援等）について

（1）対象児・クラス編成…対象は知的に遅れがなく、発達障害の疑いがあり、集団生活や家庭生活において配慮を要する5歳児（48名）。1月に次年度の通所内定者に保育体験を行い、子どもの行動や特性を評価してクラス編成の参考にしています。1クラス：6名 頻度：週1回（火～金）9:45～11:45／10:00～12:00 形態：単独登園（要送迎）／親子登園（保護者勉強会、参観等） 月曜：幼稚園や保育所に巡回訪問

（2）療育プログラム例と指導室の設定 ※クラスによって内容変更あり

時間	活動内容	指導室の設定例
9:45	登園・朝の支度（持ち物管理、基本的生活習慣の獲得）	
10:00	本読み・自由画等（自由時間の過ごし）	
10:20	集まり（一斉指示行動、言語概念、質疑応答、予定確認）	
10:45	活動…ルール遊び、運動、制作、学習、話し合い等（ソーシャルスキルの獲得、協調運動の促進等）	
11:15	トイレ・帰りの支度／自由遊び	
11:35	集まり（報告、次回の予告）・降園	

（3）保護者支援…保護者に子どもの特性を理解していただくことを大きな柱の一つと位置付け、勉強会、個別支援計画の作成と確認、療育参観、単独通園日の療育振り返り、連絡シート、巡回報告、就学相談と多岐にわたり実施。面談：年3回（6月・10月・2月）面談週間を設定 一人60分 その他、初回面談（4月・一人30分）、就学相談を含めた個人面談：随時実施、巡回報告：年1回、懇談会：年1回

（4）巡回訪問…在籍児が通う全ての幼稚園、保育所（令和4年度は38園）に訪問を実施。見学後担任の先生とミーティングを行い、集団内での様子の把握と、当事業所でのより良い支援と園での適応に向けての情報交換を行っています。訪問記録は担当SWとも共有し、内容を周知できるよう努めています。保護者には幼稚園、保育所での児の様子や担任の先生との情報交換の内容を伝え、情報共有をしています。

2 これまでの取組の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

知的に遅れない発達障害児に対するサービスの一つと位置付け、以下の3点を考えています。

①「子どもに対する少人数集団での療育」

- ・個々の状態像を把握し、個別支援計画を作成。ねらいが達成できるよう、小集団で様々な活動を実施。子どもが達成感を持ち、適切な行動を体験できるような運営を目指しています。

②「保護者支援」

- ・早期療育において、保護者に子どもの障害特性を理解してもらうことが重要と考えています。前記(3)のように集団での勉強会の他、定期的・個別的に面談を持ち、保護者の相談に応じています。

③「地域との連携」

- ・前記(4)のように、在籍児が通う幼稚園、保育所全園への巡回訪問を行っています。また、希望があれば幼稚園、保育所の先生の見学を入れ、療育参観や情報交換を行っています。

1 地域支援（地域の関係機関への支援（学校支援を含む）、関係機関との連携）に関する令和4年度の取組の概要について

(1) 幼稚園・保育所への支援

年度初めに郵送、各区園長会で巡回訪問について周知し、園からの依頼を受けてソーシャルワーカーが中心に巡回訪問を実施しました。依頼のあった幼稚園、保育所を訪問し保育を観察した後、集団の中でのお子さんへの対応等についてミーティングを行いました。

子どもの状況によっては専門職の同行もコーディネートしました。その他、支援者向け研修をオンラインで開催しました。又、保育所等訪問支援事業を肢体不自由の子どもを中心に7名に対して実施しました。

保育所・保育室	幼稚園	
実施園実数—82園	実施回数—120回	実施園実数—35園

(2) 学校への支援

各区校長会、専任会で事業説明をして学校支援担当のソーシャルワーカー、心理士による学校訪問を行いました。コンサルテーション、研修講師を支援の基本としました。学校訪問以外に特別支援教育に関する関係機関の各種会議、連絡会等に出席しました。新入学児の引継ぎを13校52名に行いました。

学校支援	研修及びコンサルテーション	研修のみ	コンサルテーションのみ
実施校実数—26校	実施回数—0回	実施回数—7回	実施回数—63回

(3) 地域訓練会への支援

地域訓練会にそれぞれの担当ソーシャルワーカーが訪問を行っています。令和4年度は合計で3回実施して、保護者向けの勉強会や情報交換を行いました。併せて新規で入会を希望する方の見学対応も行いました。

(4) 福祉保健センターとの連携

福祉保健センターとは4か月と1歳半の療育相談の実施、親子教室への参加、各区年2回の連絡会の開催を行いました。又相談支援事業、保育所等における障害児保育、家庭への支援に関して連携を図りました。

(5) 児童相談所との連携

児童相談所とは療育手帳取得等で連携をとり、虐待や養育支援などの家庭問題に関しても隨時、連絡を取り連携を図りました。要保護児童地域対策協議会、個別支援検討会議に参加しました。

(6) 地域の通所事業所、相談支援事業所との連携

自立支援協議会の各部会やモニタリングを通して児童発達支援事業所、相談支援事業所との連携を図りました。児童発達支援事業所とは相談支援事業所として利用調整や利用状況の把握等を行いました。

(7) 自立支援協議会への参画

各区の自立支援協議会の代表者会や各部会等（児童部会・通所事業所連絡会・相談支援部会・重心連絡会）に参画し、療育センターの事業説明をするなど関係機関との連携を深めました。令和4年度から磯子区内の

事業所マップ作成へ参加すると共に、金沢区児童部会の療育センター見学の受け入れを行いました。

(8) その他関係機関との連携

- ・ 各区の要保護児童地域対策協議会、磯子区発達障害者支援ネットワーク等へ参加しました。
- ・ 幼稚園、保育所の先生、関係機関の方を対象にオンラインによる「子どもの発達支援セミナー」を開催して1,260回の視聴がありました。その他依頼に応じて研修講師や見学等の対応をしています。
- ・ 地域イベント「つながるすぎた・みんなで花火」に参加しケアプラザ等の関係機関と連携を図りました。
- ・ 子育て支援拠点と地域活動ホームの共催事業への協力のために打ち合わせを行いました。

2 これまでの取組の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について

障害を持った子どもにとって、支援が総合的かつ円滑に行われることを地域サービスの基本としています。療育センターの主な役割は、直接的援助だけではなく、支援に関わる様々な人や機関と連携した地域生活の援助であると考え、巡回訪問、支援者向けセミナー、各種会議への参加など積極的に活動してきました。

(1) 幼稚園・保育所への支援

- ・ センター利用児の在籍している幼稚園、保育所の巡回訪問に際しては、園支援として地域療育センター利用児以外の子ども達を含めたクラスや園全体に向けてのコンサルテーションの視点を持ちつつ、地域での生活支援に向けて取組みました。
- ・ 保育者の障害理解に向け研修講師を担う等、配慮が必要な子どもの保育での具体的支援、保護者支援等の内容で実施しました。コロナ禍においても、先生方向けにオンラインでの支援者セミナーを配信し多くの先生方に視聴して頂き好評を得ています。
- ・ 保育所等訪問支援を実施し、子ども、保護者、園の不安解消や集団生活へのスムーズな導入を図りました。

(2) 学校への支援

- ・ 担当地域の小学校から依頼を受け、一般級を中心に学校生活に不安や困り感のあるお子さんや課題を抱えた家族の支援を先生方とともに考え、研修やコンサルテーションによる学校全体への支援だけではなく、個別の子どもへの対応として地区担当のソーシャルワーカーが学校からのニーズに即した対応をします。
- ・ 学校支援事業の周知を校長会、専任会にて行い、新入学児の引継ぎについて専任会で周知して希望のあつた学校との連携を図っています。

(3) 福祉保健センターとの連携

日常的な連絡、情報共有を特に保護者支援を念頭に置いて保健師との密度の濃い連携しました。相談支援事業、保育所における障害児保育を円滑に実施できるように担当のケースワーカーとも密に連携を図り、随時情報共有を行いました。

(4) 児童相談所との連携

南部地域療育センター内に「虐待防止委員会」を設置して、月2回の定期報告の場を設けると共に隨時個別関係者会議を行うことで、センター全体で支援の方向性を確認して連携要請が行えるように努めました。又、虐待防止に関する研修をセンター内で実施しています。

(5) その他関係機関との連携

幼稚園、保育所の先生向けに実施していた研修の対象を拡大して、地域の子育て支援者や地域訓練会、民間児童発達支援、放課後等ディサービス事業所、障害者支援センターにも案内を配布して幅広く参加を呼びかけています。地域イベント等に参画する事で連携を図り、療育センターの利用に至らない子どもや家族、地域の支援者の発達障害への理解啓発を行う事に重点を置いています。

1 相談支援（相談業務）に関する令和4年度の取組の概要について**(1) インターク面接**

受付から初診までの間の支援として、ソーシャルワーカーによりインターク面接を実施しました。子どもの様子や家庭状況の聞き取りだけではなく、家庭で行なえる工夫・配慮点の具体的な助言、社会資源・地域支援の紹介、当センターの想定される支援等をお伝えしています。また、在籍している園への訪問予定があれば初診前であっても支援を開始しています。

(2) 一次支援事業の試行

初診申込みから療育サービス提供までの間、利用可能な広場事業を実施しました（年間通して週1日で、延べ153組の親子の参加）。広場事業の中では、年4回就園、サービス利用についての勉強会を開催したほか、心理士による初診前でも利用できる個別相談の場を設け、年間延べ86人の利用がありました。

(3) 所内研修等での支援

保護者向けに開催している「家族のための学習室」の中で相談部門では福祉制度、就学相談の進め方や学校生活をテーマに講義を行ったほか、福祉制度や集団生活、センターの利用などをテーマに、通園や早期療育グループ、はらっぱの保護者向けの勉強会を定期的に実施しています。

2 これまでの相談支援（相談業務）の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について**(1) インターク面接**

保護者の方の不安解消や子どもへの関りの工夫のアドバイス、地域資源の案内等を目的に相談申込みされた方で、希望のある方にはインターク面接を実施し、所内外の利用可能なサービスのご案内や支援提供を行いました。

(2) 一次支援での丁寧な相談対応

広場事業では主にソーシャルワーカーが対応を担い、安心して相談できる場にするよう努めました。昨年度から取組んだ心理個別相談では、対象を幅広く考え、希望があれば継続的な相談にも応じる等柔軟な運営を図っています。今後は、広場事業にも心理士が入り、多様な視点からの支援ができる事を目指します。

(3) 所内研修等での支援

「家族のための学習室」について、初診前でも利用できるように対象を拡大して実施しました。

3 障害児相談支援に関する令和4年度の取組の概要について**・相談支援事業**

当センター児童発達支援センター、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業を利用しているケースに対して年間176件の計画相談を行ない、429件のモニタリングを行ないました。地域の児童発達支援事業所と利用状況や支援内容の情報共有を行い、計画作成やモニタリングを実施しました。

4 これまでの障害児相談支援の基本的な考え方、特に力点を置いてきた事項について**・相談支援業務**

地域の児童発達支援事業所とのモニタリング時の連絡調整や自立支援協議会児童部会の見学受入れ、支援者セミナーの配信などを通して連携、相互理解を図っています。

また、必要なケースに対しては、関係者が集まり個別支援会議を開催しました。

1 これまでに実施してきた自主事業等（地域ニーズ対応事業を含む）の概要及びその基本的考え方について(1) 初期支援

平成 27 年度から法人独自で初診前でも利用できる広場事業に取り組んできました。安心して通える場、保護者が相談できる場、療育センターを身近に感じてもらえる場として、週 1 日ソーシャルワーカーが中心になり運営しています。昨年度から個別心理相談と合わせて心理士も広場事業での支援を行い、新たな視点で利用者の様々な相談に対応しています。また、参加者向けの研修会を実施し、令和 4 年度は延べ 153 組の親子が参加しました。

(2) こぐまくらぶ

早期療育科の利用待ちの 1 歳児と、言語に遅れがあり、社会性に配慮が必要な 2 歳児を対象に、平成 28 年度より「法人の独自事業」として親子同室の個別指導を実施しています。子どもは遊びや課題を通じてコミュニケーションを育み、保護者は遊びを実践する中で親子の相互交流を深める中、子どもの理解や家庭での工夫についての助言、心理的サポートを行いました（令和 4 年度は 57 名、月 2 回の頻度で実施）。

(3) 「学齢児ケースへのフォローアッププログラム及び継続支援」（地域ニーズ対応事業）

- ・ 平成 26 年度からの本事業により学齢新規及び学齢再評価の待機解消を図りました。その後、新たな検査法の導入により学齢期のケースの発達の状態や特徴をより詳細に把握することが可能となり、それらを基に日常生活や学校生活に反映していくことを目指した、フィードバック面接を行っています。
- ・ 特別支援を受けていない小学生を対象とした小グループ指導を年度後半に実施し、学齢期以降の支援についての考察を進めています。令和 4 年度はフォローアッププログラムへの導入依頼は 50 名以上あり、学齢児と保護者に実施しました。

2 実施した自主事業等の効果、成果について(1) 初期支援

参加された保護者の方からは、「療育センターを知る機会となった」、「子どもの発達の遅れを前提に話せる安心感を持てた」、「広場での話題を家庭でもすることができ子どもも楽しんでいる」等の意見を頂いています。広場事業利用者の約 8 割が早期療育グループ等のサービスを継続して利用しています。

(2) こぐまくらぶ

センターでのグループ療育が始まるまでの約半年間、月 2 回定期的に来所され、個別相談といった形式での対応により、保護者が子どもの状態をこれまでよりも客観的に把握できるようになっています。

また具体的な目標に向けてた取組みの中で、子どもは繰り返し経験することにより獲得するスキルもあり、子ども自身の育ちに目を向けて、次のグループ療育に前向きに参加される方が多いように思います。

(3) 「学齢児ケースへのフォローアッププログラム及び継続支援」（地域ニーズ対応事業）

学齢評価の待機が解消され、タイムリーな評価で保護者や学校のニーズに迅速に対応しています。さらにフィードバック面接やフォローアッププログラムにより、評価結果を日常の学習活動や生活全般と結びつけて考える場が確保され、経過状況の把握も可能となり、親が子どもを理解する一助になっていると考えます。

療育サイドにとっても、小グループ指導により特別支援を受けていない児に対して、何が提供できるのか、何が求められているのかといったことを検討する機会ともなっています。

収支実績調書

1 令和2年度から令和4年度までの収支状況

(円)

		令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算	備 考
収 入	市からの指定管理料	420,570,730	404,953,848	402,512,317	
	診療所収入	51,451,947	60,515,384	53,739,305	
	児童発達支援等収入	108,164,123	128,282,437	131,883,525	障害児相談支援、保育所等訪問支援の収入を含む
	その他収入	34,220,421	2,212,493	5,016,988	
	計	614,407,221	595,964,162	593,152,135	
支 出	人件費	475,171,471	470,564,385	483,461,840	
	事業費	10,487,268	9,918,248	9,977,367	
	管理費	80,176,363	75,418,534	73,107,195	
	事務費等	9,188,507	6,832,616	12,071,392	
	計	575,023,609	562,733,783	578,617,794	
	差 引 (剩余金)	39,383,612	33,230,379	14,534,341	

※上記の内容は、別紙の年度別内訳の内容に一致します。

2 経費節減に関する取組について

- ・横浜市において、平成30年に策定された「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき照明設備LED化の工事を3年間に分けて行っています(令和3年度～令和5年度、段階的に実施)。
- ・毎月の安全衛生委員会において、独自の超過勤務時間目標等管理シートを発行し、ワークライフバランス、健康管理面の観点から、日常的に業務の効率化を考えるように職員の意識を定着させるとともに、超過勤務時間数の削減に努めました。

3 その他(補足説明等) ※記載は任意

- ・各年度の余剰金は、法人独自の事業として、運動障害児の地域ニーズ対応事業として非常勤理学療法士を雇用、待機児育児支援事業「ありんこ」として非常勤ソーシャルワーカーを雇用、「エビデンスに基づいた家庭療育プログラム事業」として非常勤心理士を雇用等に有効活用しました。
- ・令和3年3月には落雷による停電が発生し、復旧困難となったことから横浜市の協力を得て、高圧ケーブルの更新工事を実施しました(3月15日休館し緊急工事)令和2年度実施。

収支実績調書年度別内訳(令和2年度)

(円)

		決算額	備考(説明)
収入	市からの指定管理料	420,570,730	精算後の確定額
	診療所収入	51,451,947	
	児童発達支援等収入	108,164,123	
	その他収入	34,220,421	その他収入、包括支援金、市負担金、市支援金の合算
	計	614,407,221	
支出	人件費	475,171,471	
	常勤職員人件費	428,409,739	
	非常勤医師人件費	18,322,287	
	産休・育休・欠員等代替 非常勤職員人件費	14,298,107	
	その他の非常勤職員人件費	14,141,338	地域ニーズ対応、待機児童対策、医療事務対応等
	事業費	10,487,268	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	80,176,363	
	光熱水費、電話代、燃料費	11,504,090	
	建物、設備等保守点検委託費	11,868,086	
	建物、設備等修繕料	13,304,819	
	通園バス運行委託費、 給食調理委託費	32,782,068	東洋観光(株)、シダックスフードサービス(株)
	その他物品リース料等	10,717,300	
	事務費等	9,188,507	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
計		575,023,609	
差引(剰余金)		39,383,612	

(収支状況に関する補足説明、剰余金による取組等)

・総収入は約6億1,400万円であり、令和元年度と比較して0.37%増加しました。総収入の約70%近くを横浜市からの指定管理料が占めており、残りの約26%は診療報酬(保険給付収入および窓口収入)と通所・相談支援の事業収入となっています。

・令和元年度と比較すると、指定管理料収入は300万円、診療報酬収入は約725万円、通園事業・相談支援事業収入は約2,000万円、それぞれ減収となり、新型コロナウィルスの影響による事業縮小の影響が大きく数字に表れています。

※令和2年度から令和4年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

収支実績調書年度別内訳(令和3年度)

(円)

		決算額	備考(説明)
収入	市からの指定管理料	404,953,848	精算後の確定額
	診療所収入	60,515,384	
	児童発達支援等収入	128,282,437	
	その他収入	2,212,493	その他収入、コロナ継続支援金の合算
	計	595,964,162	
支出	人件費	470,564,385	
	常勤職員人件費	424,924,144	
	非常勤医師人件費	15,863,212	
	産休・育休・欠員等代替 非常勤職員人件費	15,913,349	
	その他の非常勤職員人件費	13,863,680	地域ニーズ対応、待機児童対策、医療事務対応等
	事業費	9,918,248	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	75,418,534	
	光熱水費、電話代、燃料費	11,736,807	
	建物、設備等保守点検委託費	11,762,873	
	建物、設備等修繕料	9,649,002	
	通園バス運行委託費、 給食調理委託費	31,870,080	東洋観光(株)、シダックスフードサービス(株)
	その他物品リース料等	10,399,772	
	事務費等	6,832,616	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	計	562,733,783	
差引(剩余金)		33,230,379	

(収支状況に関する補足説明、剩余金による取組等)

・総収入は約5億9,600万円であり、令和2年度と比較して3.00%減少しました。総収入の内訳は約70%が横浜市からの指定管理料となっており、残りの約30%は診療報酬(保険給付収入および窓口収入)と通所・相談支援の事業収入となっています。

・令和2年度と比較すると、指定管理料収入は1,561万円の減収でしたが、診療報酬収入は約900万円、通園事業・相談支援事業収入は約2,000万円の増収となっており、新型コロナウィルスの影響から回復しています。これは新型コロナウィルスの影響に対する補助金が33万円(前年度は約3,200万円)であったことにも表れています。

※令和2年度から令和4年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

収支実績調書年度別内訳(令和4年度)

(円)

		決算額	備考(説明)
収入	市からの指定管理料	402,512,317	精算後の確定額
	診療所収入	53,739,305	
	児童発達支援等収入	131,883,525	
	その他収入	5,016,988	その他収入、横浜市による運営支援(物価高騰) 補助金収入(オンライン資格確認)の合算
	計	593,152,135	
支出	人件費	483,461,840	
	常勤職員人件費	434,937,635	
	非常勤医師人件費	17,867,893	
	産休・育休・欠員等代替 非常勤職員人件費	13,389,234	
	その他の非常勤職員人件費	17,267,078	地域ニーズ対応、待機児童対策、医療事務対応 初期支援対応(保育職・心理職)等
	事業費	9,977,367	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	73,107,195	
	光熱水費、電話代、燃料費	12,289,621	
	建物、設備等保守点検委託費	9,211,454	
	建物、設備等修繕料	5,897,816	
	通園バス運行委託費、 給食調理委託費	32,371,680	東洋観光株、シダックスフードサービス株
	その他物品リース料等	13,336,624	
	事務費等	12,071,392	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	計	578,617,794	
差引(剰余金)		14,534,341	

(収支状況に関する補足説明、剰余金による取組等)

・総収入は約5億9,300万円であり、令和3年度とほぼ同額の収入でした。収入の内訳は約68%が横浜市からの指定管理料となっており、残りの約32%は診療報酬(保険給付収入および窓口収入)と通所・相談支援の事業収入となっています。

・令和3年度と比較すると、指定管理料収入、診療報酬収入、通園事業・相談支援事業収入は新型コロナウィルスの影響から回復しています。従って、新型コロナウィルスの影響に対する補助金がなくなり、物価高騰を解消するための横浜市による運営支援がありました。

※令和2年度から令和4年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。